

那覇市軌道車両車体利用広告物の許可に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、那覇市屋外広告物条例施行規則（平成24年那覇市規則第52号。以下「規則」という。）別表第4（第11条関係）の軌道車両に表示される広告物の「市長が特に認める場合」について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において広告物とは、規則別表第4（第11条関係）の軌道車両の外面を利用するもの（以下「車体利用広告物」という。）とする。

(ガイドライン)

第3条 車体利用広告物は、日常的に公共空間を移動する特殊な広告媒体であり、まちなみの景観を印象付ける大きな要因であるため、景観への対応や交通安全の確保及び青少年保護や人権の尊重等の市民への対応の観点から、市長は、那覇市軌道車両車体利用広告物ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定するものとする。

(交通事業者又は広告主等の責務)

第4条 軌道車両を運営する交通事業者（以下「交通事業者」という。）または広告主等は、車体利用広告物を表示しようとするときは、条例及び市長の示したガイドラインを遵守するものとする。

- 2 交通事業者は、車体利用広告物を表示する場合は、ガイドラインに基づき自主審査基準を策定し、車体利用広告物自主審査結果報告書（以下「別記様式」という。）を作成するものとする。
- 3 交通事業者は、外部の有識者3名以上を構成員とする自主審査委員会を設置するものとする。

(許可の申請)

第5条 車体利用広告物を表示しようとする交通事業者又は広告主等で、第1条の規定による許可を受けようとする者は、規則第2条、第13条または第14条で定める書類に、前条の規定による別記様式を添付して、市長に申請しなければならない。（ただし、軽微な変更をしようとするときを除く。）

(軽微な変更)

第6条 前条で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 広告物の再塗装、フィルムの貼り替えその他これらに類する修理または修繕
- (2) 表示の内容及び表示の面積を変更することなく、セレモニー等の期限の変更に伴うデザインの一部変更

附則

この要綱は、平成28年12月26日から施行する。